

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回那珂川市介護保険運営協議会		
開催日時	令和6年5月29日(水) 19:00~20:00	開催場所	那珂川市福祉センター3階
出席者	<p>1. 委員  前田委員 吉田委員 荒巻委員 河野委員 吉武委員  池田委員 空委員 時里委員 曾部委員 川添委員  (欠席者) 小塚委員 武末委員 重松委員 平野委員  山口委員 別府委員</p> <p>2. 事務局  下田高齢者支援課長、古川高齢福祉担当係長  福田介護保険担当係長、前田主事、吉浦主事  第1地域包括支援センター花田管理者  第2地域包括支援センター本武管理者</p>		
配布資料	資料1 : 那珂川市介護保険運営協議会委員名簿 資料2 : 令和5年度那珂川市地域包括支援センター実績報告 資料3 : 第8期高齢者保健福祉計画 個別事業進捗状況 資料4 : 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画概要		
公開区分	開示 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部開示</span> ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第4号に該当)		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 市長あいさつ</p> <p>2. 会長・副会長選出 (資料1)</p> <p>3. 会長あいさつ</p> <p>4. 自己紹介</p> <p>5. 報告・協議事項</p> <p>(1) 令和5年度那珂川市地域包括支援センター実績報告について  資料について事務局説明 (資料2)  (説明概要)</p> <p>1 総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1地域包括支援センターの総相談件数は7,316件で前年比1,298件の増加、第2地域包括支援センターの総相談件数は4,396件で前年比1,502件の減少。第2包括の件数が大幅に減少している理由はR4年度に、認知症高齢者の困難事例に関して相談件数が一時的に多かったことから昨年度と比較して減少している。昨年度が一時的に高かったことから、相談件数については例年と同程度となっている。</li> <li>・ 相談手段としては、両包括とも6割以上が電話相談で一番多く、また、現役世代の方を中心に、メールでの問い合わせも増えてきている。</li> <li>・ 相談者は、本人、家族、事業所の順となっている。</li> </ul>			

- 相談内容は、介護保険に関する相談が最も多い。虐待対応については両包括支援センターとも昨年度に対して減少している。
- 2 地域サロン等への参加状況
- 両包括支援センターとも参加回数は増加しており、総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を中心に、介護予防や認知症、消費者被害の注意喚起等の啓発を行った。
- 3 出前講座
- 出前講座については両包括支援センターとも増加しており、特に認知症サポーター養成講座や認知症の方への声かけ訓練の出前講座を地域への働きかけをした結果、複数の場で実施することが出来た。
- 4 指定介護予防支援事業
- 第1地域包括支援センターの総合計件数は3,414件で前年比138件の減少、第2地域包括支援センターの総相談件数は2,302件で前年比169件の増加と、大幅な増減はない。また、事業委託先については資料に記載しているとおり。
- 5 地域ケア会議
- 会議の開催回数は両包括支援センター共、17回実施した。R5年度より、地域ケア会議の本来の目的である、個別ケースの支援内容の検討から、地域の課題を抽出し、その解決方法を検討するサイクルを確立するために、1回の会議にて検討する個別事例は1件とし、その後の地域課題の解決方法の検討に力を入れるように変更した。
  - R5年度は地域課題の抽出とその課題解決のアイデアを検討することができた。具体的な政策や地域資源の開発はR6年度に取り組む予定。
  - 地域の集いの場の少なさや、移動手段の課題、地域と専門職が繋がる場が無いなどの課題が挙げられている。
- 6 認知症関連
- 認知症の当事者が自分らしく地域で暮らしていくためには、認知症に対する市民の理解が必要であることから、啓発活動に注力した。主な啓発活動は、資料に記載のとおり。
  - パネル展は市内公共施設で10カ所、市内の医療機関2カ所で実施した。
  - 昨年度から始めた取り組みとして、ボランティアフェスタや人権フェスタでのブースの設置による啓発と、9月の認知症月間に合わせて、パネル展に加えて、シニアクラブの花いっぱい運動と協働の花植えや市内の介護事業所等を認知症のシンボルカラーであるオレンジで装飾して啓発につなげる活動を実施した。
  - 認知症初期集中支援チームについては9回実施し、合計25件の案件を検討した。認知症の支援は、早期に医療機関に繋がることが重要であることから、初期集中支援チームでの支援方法の検討、各医療機関との連携が重要であると認識しているため、継続して取り組んでいく。
- 7 権利擁護事業
- 第2地域包括支援センターの総相談件数は前年比125件の減少となっているが、令和4年度の認知症高齢者の困難事例への対応に伴い増大していたものである。主な啓発活動については、記載のとおり。

## 8 ケアマネジメント支援

- ・連絡会の実施回数や介護支援専門員からの相談件数は例年並みとなっている。また、居宅支援事業所向けの研修の具体的な内容は記載のとおり。

## 9 高齢者実態把握

- ・要支援の認定が出た方で、サービス利用や相談等が無い方達を対象に、訪問等による実態把握に努めた。令和6年度も同様の対象者を中心に、実態把握をする予定。

## 10 参加研修会

- ・地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、高齢者に対する支援を継続的かつ包括的に提供する役割を担う地域包括支援センターが求められる役割は非常に大きいと、両地域包括支援センターとも、積極的に研修会へ参加し、自己研鑽へ努めている。

報告は以上。

### 【質疑応答】

委員：第1包括と第2包括で対象となっている高齢者の対象比率を教えてください。

事務局：第1包括が全体の約3分の2、第2包括が約3分の1となっている。

委員：相談件数については、延べ人数と考えてよろしいか。

事務局：そのとおり。

委員：第2包括で件数が減った理由として、令和4年度は困難事例があったとのことだがどういう内容なのか教えてもらってもよいか。

事務局：認知症の方のひとり暮らしの方の相談が2件あった。電話が頻繁にかかってくる状況で、専門医、成年後見人などの支援に繋げるなど対応した。

委員：困難事例のために他の人たちの対応が出来ない状況などはあったのか。

事務局：職員全員で協力しながら対応したので、他の方の相談が滞ったとは思っていない。

委員：そういう事例っていうのは今後も出てくるかと思う。早期にスムーズに対応ができるよう対応策を検討しているか。

事務局：令和4年度の困難事例に対して、振り返っての検討はできていなかった。認知症の初期支援集中チームが市にあるため、そこに早めに相談して、集中的にチームで関わっていくなどの対応は出来ると思うので、地域や関係機関との連携は深めていきたい。

### (2) 第8期高齢者保健福祉計画 個別事業進捗状況について

資料について事務局説明（資料3）

（説明概要）

- ・第8期高齢者保健福祉計画、個別事業進捗状況について報告する。令和2年度に策定した、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画については、令和3年度から令和5年度の3か年間、計画の対象年度となっていた。令和5年度の各目標項目について、進捗を報告する。当該計画には、5つの基本目標を定めており、その事

業ごとに、目標値を定めて進捗管理を行っている。目標値を定めた全 37 項目のうち、主なものについて説明する。

- No.6「生活支援体制整備事業の推進」は、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活ができるよう、地域の困り事を、地域や民間企業、各種団体などがみんなで支え合って解決していく、地域づくりのための体制を整備するもの。本市では、市内全域を五つの生活圏域に分け、各圏域単位で活動をしていく。第 2 層協議体を設置し、地域課題の解決に向けた取組を進めている。令和 5 年度は、安定的な運営ができる体制の整備を目標に、生活支援コーディネーターが各協議会と協力して、事業の推進に取り組んでいる。本事業は、地域包括ケアシステムの主要な柱となる事業と位置づけているため、第 9 期高齢者保健福祉計画でも目標を設定している。各第 2 層協議体認定課題解決に向けた取組が今後進んでいくよう、生活支援コーディネーターと連携していく。
- No.11「地域ケア会議の推進」は平成 27 年度から、本市では実施をしている。令和 5 年度で 10 年目を迎え、これまでに 400 を超える事例を検討している。令和 5 年度は、助言者連携会議、こちらは地域課題の解決方法を検討する会議であるが、こちらを定期開催し、地域課題の解決方法のアイデアを、助言者の皆様と検討している。今後はこの地域ケア会議から見えてきた地域課題を解決する具体的な方法の実現につなげることを目的として、会議内容の充実を図る予定としている。第 9 期の目標としても、地域課題の対応方法の検討数を目標値として設定して、新たなサービスや地域資源の発掘や開発につなげていきたいと考えている。
- No.12「認知症サポーターの養成」は、地域で認知症高齢者を支援していくために、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成していくもの。令和 5 年度の受講者は、目標値を上回ることが出来た。今後、認知症の方への理解を促進するために、多くの市民の皆様にも本講座に受講していただくことが必要と考えているため、引き続き、受講者の増加に取り組んでいく。その取組の一つとして、平成 30 年度から実施している市内の小中学校での講座については、これまで、各種学校隔年開催としていたが、市内全小学校にて、令和 6 年度は開催する。今後は、中学校への働きかけも継続して行い、市内の小中学校全校にて、毎年度開催ができるような働きかけを継続して行っていきたいと考えている。認知症については、誰もがなり得るものとして、社会全体で支援をしていくために、認知症の啓発は非常に重要なことと、市としても捉えているため、市民への啓発の一環であるこの事業については、今後も充実を図っていきたいと考えている。
- No.28「認知症高齢者、認知症高齢者支援ネットワークの構築」は、認知症などにより、行方不明となってしまう恐れのある高齢者を早期に発見するために、事前登録をしてもらい、市役所、警察、市内のサポート事業所や関係団体、市民のネットワークにより、早期発見につなげるもの。本ネットワークには、市内のサポート事業所の協力が不可欠であることから、登録事業所数を目標としており、地域包括支援センターに配置をしている認知症地域支援推進員を中心に、当該ネットワークの周知啓発を行っている。令和 6 年度は、このネットワークをより強固なものにするために、登録事業所に掲示する登録証の見直しや市内のサポート事業所への説明会な

どを通じて、サポート事業所とのネットワーク強化に今後努めていきたいと考えている。

- ・No.29「成年後見制度の周知啓発」は、地域包括支援センターや、社会福祉協議会と連携し、制度の周知啓発を行っている。令和5年度は、福岡県社会福祉士会より講師を招き、「成年後見制度について」をテーマに、日々の暮らしの中で、なじみの薄い成年後見制度について、基礎から学べる講座として開催した。当日は19名の方が参加し、受講者から講師への質問が多く、盛況のうちに終わった。しかし、市の住民意識アンケートでは、制度を理解していると回答した方が約3割しかいなかった。現時点では、まだまだ成年後見制度の認知が十分ではないと考えており、今後も制度の認知度向上や、周知啓発を進めていきたいと考えている。

令和5年度の主な報告は以上。

### 【質疑応答】

委員：キャラバンメイト参加者の数はどれくらいいるのか。また、キャラバンメイトを増やしていく取組について詳しく教えてほしい。

事務局：キャラバンメイトの人数について、手元に資料がないため正確な数字を答えることは難しいが、定例的に活動している方のおおよその数でいきますと30名程度と把握している。キャラバンメイトを増やしていく取組としては連絡会を設置しているため、その中で取組を今後検討していきたい。例えば事業者の方や認知症サポーター講座を受けられた方に声掛けをしながら、キャラバンメイト養成研修受講に繋げていくような、流れを作っていきたい。

委員：認知症サポーター養成講座受講生が700人と書いてあるが、小学校や中学校の受講者数も含まれているのか。

事務局：そのとおり。受講生の内、600名弱が学校での受講生となっている。

委員：1番ターゲットとして増えてほしいところは、どの年代なのか。市民の方にもっと受けてほしいというところが本音ではないか。

事務局：どちらも大事ではあるが、市民の方たちの受講を増やしたいと考えている。そのために、今年度から試験的に、仕事が忙しい人たちのために土曜日の開催をしてみたり、夜間開催を取り入れてみたり、なるべく多くの方が受講できるような体制をとっていききたいと考えている。また、それぞれの地域でのご要望に応じて出前講座を対応しており、出前講座の周知啓発を包括支援センター中心に進めている。

委員：認知症サポーター養成講座の中学校実施については熱心にやってもらいたい。またお願いになるが、以前介護サポーター養成の出前講座を区のスタッフにやってもらった。スタッフは30代~40代の若い人が多いが講座をやった後に、介護サポーターの手帳が65歳以上しか渡せないと言われた。その辺の対策をお願い出来ないか。今のままだと、自治会でやろうと思えば、65歳以上の人を対象に、サポーター講習を受けるような格好になる。できれば動ける若い人に対して、受講してもらいたいと思っている。

事務局：中学校の認知症サポーター養成講座については、継続的に取組を進めていく。

介護サポーター制度の件について、補足で説明すると認知症サポーター養成講座と別に 65 歳以上の方を対象に介護サポーター制度というものを設けている。介護サポーター養成講座の受講者が、介護予防の一環として地域のお手伝いや支援をした場合に、ポイントがもらえる制度である。制度対象者の拡充については、意見を頂いているところではあるが、介護保険制度の介護予防事業の中で実施しているため、現在は 65 歳以上で設定している。改めて、制度に関してご意見をいただいたことは受け止めさせていただく。

## (2) 第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

資料について事務局説明（資料 4）

(説明概要)

- ・計画は 3 年に一度策定をしている。第 9 期計画は令和 6 年度から 8 年度までの計画であり、令和 5 年度に介護保険運営協議会において審議いただき、令和 6 年の 3 月に策定した。
- ・1. 計画策定の目的について、本市の高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としている。
- ・2. 計画策定の背景について、第 8 期計画においても、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して、こちらを基本理念に、高齢者福祉と介護保険事業の充実に取り組んできた。今回の第 9 期計画では、上記の取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、高齢者が住みなれた地域で、誰もが安心して、自分らしく充実した暮らしを送れるような体制づくりに取り組んでいく。
- ・3. 第 8 期計画の課題については、第 9 期計画においても継続的に取り組んでいく必要があると考えている。第 8 期計画の主な課題に 4 点あげている。
  - ①高齢者や介護などの困り事の相談窓口である地域包括支援センターを初めとした地域包括ケアシステムの普及啓発及び内容の充実、②介護者や当事者にとどまらない、認知症の正しい知識の普及、理解の促進や認知症当事者や家族への支援体制の充実、③介護予防出前事業の内容充実及び普及、④高齢者が生きがいや役割の担い手、地域社会に参加するための体制の充実、これらの課題については、今回の 9 期計画でも取り組んでいく。
- ・4. 第 9 期計画のポイントについて、今期計画は第 8 期計画を引継ぎ「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」を基本理念として取り組み、地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、以下の取組を推進していく。
  - ①地域包括ケアシステムの深化推進。地域包括ケア体制のさらなる充実の構築のため、地域包括支援センターの機能強化、並びに在宅医療と介護連携の推進、生活支援体制整備事業や各種サービスの充実、地域ケア会議の推進、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上に取り組む。
  - ②認知症高齢者に向けた支援の充実。後期高齢者が増加することに伴い、認知症高

齢者も増加することが予想される。認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の早期発見及び重症化予防の推進。認知症高齢者などを介護する家族への支援と地域における支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の予防に関する取組と、認知症になっても安心して生活ができるまちづくりを推進していくため、認知症施策推進大綱を踏まえた各種取組を推進していく。

③介護予防重症化予防の推進。高齢者ができる限り健康を維持し、要支援、要介護の状態にならないようにするため、介護予防の重要性について普及啓発を行う。また、高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実と高齢者の健康づくりの推進に取り組む。

④高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりの推進。災害や犯罪を防ぐことができる、安全安心なまちづくりの推進と体制整備を推進する。また、認知症や要介護状態になった場合でも、それまでどおりの生活を続けていくための支援や取組を充実させるとともに、生きがいつくり、社会参加の促進、見守り体制づくり、権利擁護の充実、災害感染症対策に取り組む。

⑤介護保険事業の適正な運営、第9期介護保険料については、6,300円となっており、これは第8期介護保険料の5,680円から620円増額している。主な増額の理由としては、介護保険サービス事業量の増加によるもの。引き続き、要介護認定の適正化、ケアプランの点検などを実施する。

- ・5. 今後の取組体制。介護保険運営協議会に進捗状況を報告し、進行管理を図る。また、高齢者対策に関する総合的な施策を効果的に推進するため、高齢者施策推進委員会において協議及び調整を行い、関係各課の連携を図る。

説明は以上。

#### 【質疑応答】

質疑なし

#### 6. その他

事務局：今年度の協議会は全3回となり、2回目の開催を10月、3回目の開催を令和7年3月に予定している。

会長：以上をもちまして第1回那珂川市介護保険運営協議会を終了する。